

“入試ミス”の防止に向けて！

入試ミスの類型・背景、防止策／入試情報の 開示／「正解・解答例」公表の是非！

旺文社 教育情報センター 30年3月

大学は3月の年度末に入り、4月からの新年度入学者の最終的な選抜試験、合否判定、合格者発表、入学手続きなど、一連の30年度入学者選抜の大詰めを迎えている。

こうした入試業務が本格化する今年1月初旬と2月初め、それぞれ難関国立大で1校ずつ、昨年2月実施の29年度「一般入試」において出題ミスや採点ミスがあったことが判明。両大学とも多数の追加合格者を出すなど、受験生、関係者などに多大な影響を与えた。

ここでは、入試ミスの事例と類型、ミスの背景、防止策、入試情報の開示状況、入試問題と「正解・解答例」公表の是非などについてまとめた。



<なくなる入試ミス>

○ 入試実施は、大学と受験生の信頼関係

入学者選抜(以下、入試)は“ミスなく”、公正・公平、かつ正確で合理的に実施されなくてはならない。受験生は、こうした“ミスのない入試”を前提として、志願大学・学部等を受験している。入試の実施は、大学側と受験生とのいわば信頼関係で成り立っている。

そのため、受験生には入試における不正行為に対し厳しい罰則が科せられ、大学の入試ミスには受験生などに対する経済的、精神的な賠償責任や社会的な責任等が負わされる。

しかし、実態はどうか。例年、受験シーズンになると様々な入試ミスが報じられ、時には社会的な関心事となる。

○ 有力国立2大学の入試ミス

冒頭に記した今回の入試ミスは、有力な国立大での出題内容に関するミスが1年近くも見過ごされ、外部からの指摘で発覚したこと、多数の受験生、当該在学生(第1志望学科以外への入学)、関係者などへの多大な影響などから、社会的にも波紋を広げた。

当該大学の入試ミスの概要は、およそ次のようなものであった。

◆ 事例1

29年度「一般入試」(前期)等の「理科」(物理：音波に関する問題)における出題及び採点に誤りがあったことが判明(30年1月6日発表)。

改めて採点及び合格者判定を行った結果、新たに 30 名を合格者とした。また、第 2 志望学科に合格し当大学に在学している学生の中に、第 1 志望学科に合格している者が 9 名いることが判明し、新たに第 1 志望学科の合格者とした。

なお、当大学では 30 年度「AO・推薦入試」(30 年 2 月 4 日実施)で実施上の不備があり、新たに 1 名を追加合格者とした(30 年 2 月 14 日発表)。

◆ **事例 2**

29 年度「一般入試」(29 年 2 月実施)の「理科」の問題(物理：音波に関する問題)に出題ミスがあることが判明(30 年 2 月 1 日発表)。ミスの内容は、問題文中に条件設定が不足していたため、正解が一つに定まらない設問となっていた。そのため、ミスのあった問題の受験者全員を正解扱いとして改めて合格者判定を行い、受験者 17 名を新たに合格者とし、11 名を受験時に入学が認められていたはずの志望学科への転学科対象者とした。

当大学は 30 年度「一般入試」(前期)でも理科の試験中に出題ミスが判明し、設問を削除するなどの措置がとられた。大学は合否には影響しないとしている。(30 年 2 月 26 日発表)。

○ **甚大な影響：“電算処理”による合否判定ミス**

ところで、17 年ほど前、複数の国立大で入試に係る電算処理のミスから複数年にわたる合否判定ミスが相次いで発覚し、社会的にも問題視された。文科省は、「入試ミス」の防止とミス発生の報告の徹底を各大学に求めた。

当時、検証された合否判定ミスの概要は、次のようなものであった。

◆ **事例 3**

● **発覚の発端：入試情報の開示**

平成 13(2001)年 5 月、当該大学(学部)に一本の電話が入った。

「国語(センター試験)の点がおかしい。2 倍にしているはずの国語の得点が、なぜ奇数なのですか!？」

自分の試験成績を当該受験学部の窓口で閲覧した受験生からの指摘だった。

大学では 13 年度から「入試情報の開示」(後述)を行っており、受験生はセンター試験の受験科目別得点など、自分の試験成績を受験学部の窓口で閲覧できた。

● **センター試験「出題科目」変更に伴う採点方式の変更**

当該大学・学部では当時、新課程入試に切り替わった 9 年度入試から、センター試験の国語の採点方式を変えた。

旧課程の 8 年度まで、センター試験の「国語 I・国語 II」(1 科目出題)の 3 分野全てを課していた(200 点満点)。しかし、9 年度の新課程入試からは、センター試験の「国語 I」または「国語 I・国語 II」(2 科目出題)を選択させ、いずれも第 1 問と第 2 問(ともに近代以降の文章)のみを課し、その素点(100 点満点)を 2 倍にする「傾斜配点」方式を取り入れた。

● **電算処理のミス**

大学入試センターでは、センター試験受験生の受験科目別得点(素点)やその合計点等を成績請求票に基づき志願大学へオンラインで送信する。特に国語について、特定分野

の利用を指定した大学に対しては、分野別(大問別)得点も提供する。当該大学・学部は、本来、送信されてきた大問ごとの得点のうち、第1問と第2問を合計して、2倍にすべきであった。つまり、「(第1問+第2問)×2」などと、電算プログラムを変更しなくてはならなかった。しかし、送信されてきた国語の全体の得点(第1問～第4問までの合計点)のみをそのまま電算処理してしまった。

● チェックミス

① まず、大学入試センターから送信されてきた国語の大問別得点の運用に、どうして気づけなかったのか。前年度までは大問別得点に関係なく、国語全体の得点処理を行っていたため、恐らく、その延長線上で処理してしまったのであろう。

当該大学・学部志願者の全員が第1問と第2問のみを解答するわけではなく、国公立大志望者の多くは他大学・学部との併願等も考えて、第1問～第4問まで全てを解答している場合が多い。当時、当該大学・学部で明らかになった判定ミスによる不合格者428名中、現代文2問だけの解答者は57名(13.3%)で、残り371名は全問解答だったという。

したがって、大学入試センターから送信されてきた国語の得点は当然、素点のままでも3桁の数字が並んでいたわけだ。しかし、国語は傾斜配点で200点満点としていたため、3桁の数字が並んでいても何の不自然さも感じなかったのであろう。

② 入試委員会の各担当部署の連携がうまく機能していたのか。つまり、入試科目や配点を決定する部署、出題・採点をする部署、成績データを電算処理する部署、合否を判定する部署などが互いに連絡しあって、万全のチェック態勢を敷いていたのか。

③ 得点確認の際、得点(数値)をじっくり見れば、「どんな整数でも2倍すれば必ず偶数になる」ことに気づいたのではないか。

● 過去5年間の判定ミスで428名が不合格、38都道府県に影響

当該大学・学部の合否判定ミスによる不合格者は、9年度94名、10年度82名、11年度75名、12年度87名、13年度90名と、5年間で428名に上った。

また、不合格とされた428名の出身地は北海道から沖縄まで38都道府県に及び、全国的な規模に広がっていた。

◆ 事例4

事例3の合否判定ミスが社会的な波紋を広げている最中の13年6月、別の国立大でも採点ミスがあったことが発覚。

● センター試験「数学」の出題変更に伴う集計方法の変更

当該大学・学部では当時の旧課程入試(8年度まで)から新課程入試(9年度以降)に切り替わることに伴い、センター試験「数学」の利活用について、次のように変更した。

- ◎ 8年度まで：Aグループの「数学Ⅰ」必須(100点満点)
- ◎ 9年度から：①グループの「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」及び②グループの「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」「工業数理」「簿記」「情報関係基礎」から1科目選択(100点満点)。

①グループ及び②グループでそれぞれ1科目(計2科目)受験の場合は、“高得点の

科目”を集計に用いる。

● 電算処理ミス

上記のような変更に伴い、2科目受験の場合について、当然、コンピュータの集計プログラムも変えなくてはならなかったが、①グループの受験科目(「数学I」または「数学I・数学A」)の得点のみを集計していた。

● 2年間の判定ミスで、16名が不合格

コンピュータの集計プログラムミスにより、9年度15名、10年度1名の計16名が不合格となった。

プログラムミスは11年度入試から是正され、入試は正常に実施されていたが、9・10年度のミスについては13年6月まで公表されなかった。

◆ **事例5**

前述のような判定ミスが相次いで発覚していた13年6月、さらに別の国立大でも9・10年度入試で、電算の集計ミスにより6名が不合格になっていたことが明らかになった。

● センター試験「理科」の集計プログラムミス

当該大学・学部のA学科とB学科では、センター試験「理科」を当時の新課程入試が始まった9年度から次のように変えた。

《A学科》

◎ 8年度まで：物理、化学、生物、地学、理科I(受験制限あり)から“1科目選択”。

ただし、2科目以上受験(受験枠はA、B、Cの3グループで、最大3科目受験が可能)の場合は、“高得点科目の得点”を採用。

◎ 9年度から：物理IB、化学IBの“2科目必須”。

《B学科》

◎ 8年度まで：物理、化学の“2科目必須”。

◎ 9年度から：物理IB、化学IBの“2科目必須”。

こうした入試科目等の変更に伴い、電算プログラムの設定を次のように誤ったようだ。

① A学科では、物理IB、化学IBの2科目の得点を合計すべきところ、“高得点科目”の得点を基に算出してしまった。

② B学科でも物理IB、化学IBの2科目を集計すべきところ、上記のようなA学科の集計プログラムを流用したため、誤った得点集計を行ってしまった。

<入試ミスの類型>

○ 「入試実施」過程におけるミスの類型化

前述したような事例やこれまでの報告などから、入試ミスは「入試実施」の過程で整理すると、いくつかのパターンが浮かび上がってくる。

そこで先ず、入試はどのように実施されているのか整理してみる。

◆ 入試実施のガイドライン

極めて高い公共性と信頼性が求められる大学入試の実施に当たっては、文科省が国公立大関係者や高校関係者などによる協議を踏まえ、入試実施の基本的事項について毎年5月

末～6月初めに次年度の『大学入学者選抜実施要項』（『選抜実施要項』）を策定し、各国公立大学長あてに「通知」している。

『選抜実施要項』には、入学者選抜の基本方針／入学者受け入れの方針／入試方法／試験期日等／「調査書」の扱い／個別試験やセンター試験利用などの学力検査等／学力検査の実施教科・科目、試験方法等／募集人員／出願資格など、多岐にわたって入試実施に関する基本的事項が定められており、いわば入試実施の“ガイドライン”である。

さらに、国立大については、文科省の『選抜実施要項』に則して国大協が『国立大学の入学者選抜についての実施要領』及び『実施細目』を決定し、各国立大はそれらに則って入試を実施している。公立大も公大協の『実施要領』及び『実施細目』に則って実施している。

特に受験生にとって注目される個別試験やセンター試験の利用などについては、私立大も含めて各大学・学部等が、その特性や自主性、入学者受け入れの方針などを基に、高等学校学習指導要領に準拠した入試教科・科目、配点等を定め、各大学の『選抜要項』や『募集要項』、ホームページなどで受験生に情報提供している。

◆ 入試実施の流れ

大学入試は上記のような文科省の“ガイドライン”等に則って実施されるが、具体的には各大学・学部等の実施方針に沿って、およそ次のような流れで行われる。

① 「基本方針」決定

各大学の教育理念の下で学生に対する「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）と「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を基盤とする入試実施の「基本方針」を策定、明示する。そのうえで、具体的な入試方法（一般・推薦・AO入試等、試験日程、入試教科・科目等）、募集人員等を決定する。

② 『選抜要項』『募集要項』等の作成

受験生等に向け、入試実施方法や入学手続きなどに関する詳細な情報を提供する。

③ 問題作成

試験問題作成、設問の正解・解答例、配点・満点、解答時間等の決定。

④ 問題用紙・解答用紙の作成

印刷、保管・管理、搬送等。

⑤ 試験実施

試験場設置、試験監督（試験時間・解答時間、問題配付、答案回収等）

⑥ 採点業務

採点基準、電算処理等。

⑦ 合否判定

判定基準、電算の合否判定プログラム等。

⑧ 合格発表

合格者名簿（受験番号）、合格通知等。

⑨ 入学手続き

◆ 入試ミスの3類型

入試ミスは前掲のような実施過程において、いずれの段階でも起こり得るが、ミスの内容や関連する影響などから、次の3つに類型化することができる。

1. 出題ミス

前記の入試実施過程の③「問題作成」段階にみられる誤りで、作問ミス、正答なし・解答不能／出題科目・範囲等の逸脱／問題文や解答用紙等における誤記、誤字・脱字など。

前掲の事例1・2などにみられるように、出題ミスでも特に「作問」(正解・解答例など含む)については機密性・専門性が極めて高く、事前チェックが限定的となり、試験実施(問題公表)まで見過ごされやすい。

そのため、ミスの発生頻度は比較的高い。試験実施中に判明した場合は配点の調整などによって影響を最小限に留めることができるが、長期間見過ごされた場合は、当該大学・学部受験生の採点・合否判定の見直しや追加合格に留まらず、大学進学を目指す高校生などに対する学習指導の現場なども含め多大な影響を及ぼすことになる。

2. 合否判定ミス

前記の入試実施過程の⑦「合否判定」段階のミスで、17年前に発覚した入試ミスの事例3・4・5などである。

主に電算処理による合否判定プログラムのミスによるものであるが、「出題ミス」(正解・解答例など含む)や「採点ミス」などとも関わってくる。

発生頻度は低いですが、ひとたび起きて発見が遅れると、大量の追加合格措置や受験者等への損害賠償など、甚大な影響を及ぼすことがある。

3. 実施ミス

入試実施の過程で、上記の「出題ミス」や「合否判定ミス」以外の入試ミスで、いわば事務・作業的なミスが中心である。

問題用紙・解答用紙の配付ミス／答案の回収ミス／試験時間のミス／受験者への連絡ミスなど多岐にわたる。実施ミスの発生頻度は、出題ミスや合否判定ミスに比べて高いとみられるが、即対応が比較的可能といえる。

ただ、24年1月に実施されたセンター試験(本試験)では、地理歴史と公民の問題冊子の配付ミスや試験開始時間繰り下げの多発、リスニング機器の輸送ミスなどで多くの受験者に多大な混乱を与えてしまった。大学入試センターと各大学の“共同実施”であるセンター試験では、現場の試験監督者への実施方法の周知徹底、試験実施者の共通認識などの重要性が改めて指摘された。



<入試ミスの背景>

○ 入試の多様化・複雑化

大学(学部)への既卒者を含む「進学率」(大学入学者数÷18歳人口)は21(2009)年度に

50%を超えて(29年度 52.6%)、大学は高等教育制度の発達段階の最終ステージである「ユニバーサル」段階に達している。こうした進学環境では一部の大学・学部を除き、多くの大学への進学要件(入試)は、より“開放的”となって多様な産業社会に適用できる“多様な人材”育成が主要な役割となってくる。

中教審は大学進学率が上昇の一途を辿った平成9年6月、『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』(『第2次答申』)において、「学力試験偏重の入学選抜を改め、能力・適性や意欲・関心などを多角的に評価するために選抜方法の“多様化、評価尺度の多元化”への転換」を提言した。文科省はこうした中教審提言などを踏まえ、「選抜方法の多様化、評価尺度の多元化」政策を推進してきた。

大学は18歳人口減少の下、多様な受験生の獲得を目指し、一般入試のほか推薦・AO入試など多様な入試区分を設け、さらに入試方法(評価方法)も個別試験(学科試験、面接、小論文等)及びセンター試験利用などにおいて、その実施方法は多様化・複雑化している。

こうした入試業務の多様化・複雑化が拡大すればするほど、一般的には入試ミスが生じる危険性も高まることが懸念される。入試ミスは個別担当(個人)の注意喚起だけでなく、専門性の高いアドミッション・オフィスの整備やアドミッション・オフィサーの育成など、入試実施上の構造的な体制・整備として捉えることも必要である。

○ 入試問題の作成

入試は、当該大学・学部のアドミッション・ポリシーを受験生に伝えるとともに、入学者を評価、選抜する機能を担っている。入試問題は高大接続の観点からも、先ずは入学してくる新入生の教育を担う教員が当該学部(学科等)のアドミッション・ポリシーに基づいて作成し、出題・採点・評価するのが基本であろう。

ところで、平成3(1991)年の大学設置基準の大綱化以前の国公私立大は、一般教育科目(人文・社会・自然科学：36単位)／外国語科目(8単位)／保健体育科目(4単位)／専門教育科目(76単位)の計124単位を4年以上在学して履修することが卒業要件であった。国立大の多くは1・2年次に配置される教養課程(一般教育)を担う学内組織として「教養部」を設置し、入試問題は教養部の教員が作成することが多かった。

しかし、大学設置基準の大綱化以降は卒業に必要な単位数124単位を変えずに上記のような履修科目の区分が廃止された。これに伴い、ほとんどの国立大では教養部が解体され、入試問題は各学部や研究科等の教員によって作成されるようになった。

大学では学部入試のほか、大学院入試なども行われており、入試業務に費やす時間的、精神的負担などは極めて大きいとみられる。

また、高等学校学習指導要領(改訂)や多様な高校教育など高大接続の実情に接する機会が少なく、専門教育・研究主体の教員が問題作成に携わることなどを懸念するむきもある。

<作問の新たな試み>

○ 入試問題作成等の相互支援

入試問題の作成は、入試実施大学・学部で行うのが基本であるが、単科大などの小規模大学などで、科目によっては自作問題の作成が難しい大学もあるという。

国立大では、個別試験の特定科目について複数の大学・学部が共同して作題に当たり、それを共通利用する方法、あるいは大学入試センターが提供する「記述式問題」（長文式）を個別試験に活用する方法などが検討されている。

○ 「入試過去問題活用宣言」－ 29年：国公立117大学 －

かつて、入試に「過去問」を出題することは、公平性に欠け“過誤”として批判されてきた実態がある。

他方、過去の入試問題を“大学コミュニティの共有財産”として捉え、それを相互に解放し、各大学のアドミッション・ポリシーにしたがって入試に活用できる体制づくりが国公立大の間で行われてきた。所謂「入試過去問題活用宣言」（平成18年10月提示）である。

こうした“過去問活用”の参加大学(必ず「利用」するとは限らず、過去問を「提供」するが、「利用」意思のない大学も含む)は、当初(19年5月)の国公立66大学から、10年後の29年6月には国立28大学、公立20大学、私立69大学の合計117大学に及ぶ。

<入試ミスの防止>

○ 文科省の16年前のミス防止「通知」

文科省は平成13年に発覚した前述の事例3・4・5のような入試ミスに対し、公私立大を含む各大学にミスの再発防止を求め、14年には次のような「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の再発防止について」を各国公立大学長あてに「通知」していた。

各国公立大学長あて

「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の再発防止について」

- 1 入試業務のプロセス全体を把握した上で、ミスを防止するためのガイドラインを作成することなどにより、入試業務全体のチェック体制を確立すること。
また、入学者選抜に関わる者の責務を明確にすること。
- 2 教員、事務職員など関係者が一体となり、円滑な試験実施・伝達体制の確立に努めること。
- 3 試験問題の点検については、試験実施直前に点検するだけでなく、試験開始後においては特に速やかに、作題者以外の者も含めて、二重三重に点検を行うことなどにより、ミスの防止及び早期発見に努めること。なお、問題の文面だけでなく、問題の内容についても正答が導き出せるか確認すること。
- 4 採点業務については、コンピュータプログラムのチェックを含め、試験開始前及び試験開始後において、点検・確認し、万全を期すこと。
- 5 各担当の業務は必ず複数人で行い、相互に確認する体制を確立すること。

(文科省「通知」：14年12月より)

○ 文科省『選抜実施要項』のミス防止策

文科省が各大学に「通知」する、入試実施のガイドラインである『選抜実施要項』は、次のような入試ミスの防止策を求めている。

<入学者選抜の実施に係るミスの防止>

入学者選抜の実施に係るミスにより、受験者に影響を与えることがないよう、以下の対応を図ることなどにより、ミスを防止するものとする。

- (1) 各大学は、入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ガイドラインの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。
また、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、教員、事務職員等関係者が一体となり、全学的な連携体制の確立に努めるとともに、入試担当教職員をはじめ、入学者選抜に関わるすべての教職員にそれぞれの業務内容の周知徹底や連絡体制の再点検等を行う。
- (2) 試験問題の作成においては、チェック体制を不断に点検するとともに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミス防止及び早期発見に努める。
なお、試験問題の作成につき、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。
- (3) 合格者決定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立し、点検・確認する。
また、追加合格決定業務についても、マニュアルを作成する等、実施体制及び決定手続を明確にする。

(文科省「通知」：『30年度大学入学者選抜実施要項』<29年6月>より)

○ 文科省：「問題ミス」に関する窓口設置

文科省は前述の事例1・2の入試ミスを踏まえ、各国公私立大に対して入試ミス防止策の実施を改めて「通知」した。また、今回のミスが外部からの指摘にも関わらず1年近くも見過ごされてきたことなどから、文科省は入試ミスの早期発見、当該大学への円滑な対応促進などのために、省内に入試問題のミスに関する対応窓口を設けた。

入試問題の問い合わせは各大学が対応すべきであるとしつつ、上記のような観点から以下のような連絡事項を文科省の窓口で電子メール(文科省HP：「大学入試問題のミスに関する窓口について」参照)で問い合わせ、文科省が必要と認めたものについて当該大学に転送し、対応を促すとしている。

<大学入試問題のミスに関する連絡事項>

- 1. 大学名 / 2. 学部・学科等名 / 3. 入試方法区分 / 4. 試験実施年月日 / 5. 試験教科・科目名 / 6. ミスであると考えた問題 / 7. ミスであると考えた根拠等

(文科省入試ミス対応窓口<30年2月>より)

<大学の「出題ミス」再発防止への取組>

○ 「事例1」大学の強化策

本稿の入試ミス「事例1」にあげた大学は、今回発覚した出題ミス等を踏まえ、まずは30年度「一般入試」(前期：2月25・26日実施)について、次のような再発防止の強化策を講じる。当大学としては、現時点で実施可能な新たな取組や従来の取組の拡充に着手し、試験問題を“多面的、重層的に点検”する体制へと強化するという(30年2月20日発表)。

<「事例1大学」の30年度「一般入試」(前期)のミス防止強化策>

1. 試験実施前

《新規取組》 従来の取組に加え、問題作成・校正委員以外の査読委員による緊急点検の実施。

←【従来の取組】：問題作成・校正委員による複数回の点検。

2. 試験当日

《新規取組》従来の取組に加え、問題作成・校正委員以外の査読委員による試験問題モニター査読の実施。

←〔従来の取組〕：問題作成・校正委員による問題解答。

3. 試験終了から合否判定まで

《新規取組》当大学の学生による試験問題モニター調査の実施と当該学生の意見の問題作成・校正委員へのフィードバックによる次年度試験問題への活用。

《新規取組》答案採点委員による採点時における受験生の解答状況(想定外の解答等)を踏まえた疑義等の確認。

《拡充取組》答案採点委員による採点時における全科目での当大学の解答例と予備校等の解答速報との照合による疑義等の確認。

←〔従来の取組〕：答案採点委員による予備校等の解答速報の確認(任意)

4. 合格発表後

《拡充取組》「試験問題」、「解答例」又は「出題の意図」の当大学ホームページでの公表。

←〔従来の取組〕：4月中旬～5月末における「試験問題」、「解答例」又は「出題の意図」の希望者による閲覧。

(『「事例1 大学」の30年度「一般入試」(前期)における再発防止の強化策』<30年2月20日>より)

○ 「事例2」大学の対応策

「事例2」大学はこれまで、「問題作成」段階での出題委員による11回にわたるチェックを行い、さらに試験当日は問題作成に関与していない教員による解答作業により点検に細心の注意を払っていたという。

今後はこれまでのような出題委員による複数回のチェックと問題作成に関与しない教員による解答作業、点検に加え、採点時に外部が公表する解答例の参照を徹底し、ミスの防止と早期発見に努めたいとしている。

また、今後、入学者選抜業務のプロセスを関係委員会で検証したうえで、再発防止に向けたチェック体制を整備していきたいとしている(30年2月1日発表)。



<入試情報の開示>

○ 「情報公開法」と入試情報

試験問題の配点、採点・評価基準、合格者の成績などの入試情報の公表に加え、受験者本人の成績開示も行われることで、潜在的な「入試ミス」も明らかにされることがある。13年に発覚して甚大な影響を及ぼした事例3の入試ミスは、まさに受験者本人の成績開示請求によって判明したケースである。

入試情報の開示については以前、大学の序列化につながる／大学や高校の格差を助長する／合否判定の裁量が狭まるなどの懸念から、消極論が多かった。

その一方、入試情報の開示は大学の合否判定や成績評価についての信頼性が高まり、入試ミスの防止や入試の改善、大学教育の改革にもつながるといった積極論も少なくなかった。

行政機関が保有する情報公開に関する法律、所謂「情報公開法」が13年4月に施行さ

れたことから、当時、国の行政機関であった国立大(法人化は 16 年度から)としては、入試情報の特段の開示を迫られた。

○ 国大協の入試情報開示のガイドライン

国大協は情報公開法の施行に先立ち、国立大の入試情報の積極的開示に向けたガイドラインとして『国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方』(11 年 6 月。「個人情報保護法」施行で 17 年 6 月一部改正)を提示。国立大では、それまでの一般的な入試情報に加え、個人成績や正解・解答例など新たな情報も 13 年度入試から開示されることになった。

公立大は設置者である地方自治体の情報公開条例がそれぞれ異なるなどの違いがあるが、概ね国立大に準じた。

国大協による入試情報の開示は、その性質と開示方法等で「一般情報」と「個人情報」とに分けられる。

◆ 一般情報

一般情報は、原則として受験生はじめ、社会一般に公表される情報である。情報の内容は、開示の仕方によって、次のように分けられる。

《自主的・積極的に開示する情報》

①志願者数(中間集計・最終集計)・受験者数・合格者数／②試験問題／③採点・評価基準／④合否判定基準／⑤合格最高・最低点及び合格者の平均点等、合格者の成績

《問合わせや求めに応じて開示する情報》

①追加合格者数／②入学者数／③入学辞退者数／④入試実施組織

《開示に努める情報》

正解・解答例

◆ 個人情報

個人情報は、受験生本人に開示される情報である。

《請求により本人に開示される情報》

①試験成績(得点・評価・順位)／②調査書(一部、不開示)

● 「得点」の開示

「得点」開示の方法は、総合得点又は科目ごとの得点、センター試験と 2 次試験については二者を合わせた総合得点又は区分したそれぞれの得点など、様々である。

● センター試験の成績通知

大学入試センターでは、センター試験の出願時に「成績通知」を希望して成績通知手数料(30 年度：800 円)を払い込めば、当該実施年度の 4 月中旬(30 年度：4 月 16 日)以降、大学入試センターから成績が直接本人へ書留郵便で送付される。

● 個人情報の保護

「個人情報保護法」が 17 年 4 月から全面施行され(29 年 5 月からは「改正個人情報保護法」が全面施行)、高校・大学等の教育現場でも個人情報の適正な取り扱いが求められている。進学指導などで必要な入試情報(データ)の収集、分析、提供などについては、個人情報保護に必要な措置を講ずることが極めて大事である。

○ 国立大の開示状況

国立大は 13 年度入試から前記のようなガイドラインに沿った入試情報開示を行っており、当方では実施当初の 13 年度～18 年度における各国公立大の開示状況を調査した経緯がある。参考までに、調査した 6 年間の国立大入試情報の「開示率」の推移を以下に示す。

[一般情報] ● 合格者成績：13 年度 89% ⇒ 14 年度 88% ⇒ 15 年度 89% ⇒ 16・17 年度 92% ⇒ 18 年度 94%

● 正解・解答例：13 年度 38% ⇒ 14 年度 49% ⇒ 15 年度 59% ⇒ 16 年度～18 年度 61%

[個人情報] ● 入試成績：13 年度 95% ⇒ 14 年度～17 年度 99% ⇒ 18 年度 100%

● 調査書：13 年度 68% ⇒ 14 年度 72% ⇒ 15 年度 75% ⇒ 16 年度 80% ⇒ 17・18 年度 76%

一般情報では、合格最高・最低点、合格者平均点など、受験生の最も注目する情報である「合格者成績」が 9 割以上の高い開示率である。これに対し、「正解・解答例」は 13 年度の 3 割台から 18 年度時点で 6 割程度に留まり、開示率は低い。

一方、個人情報である「入試成績」の開示率は 18 年度で既に 100%に達している。



<「正解・解答例」の公表>

○ 低い開示率

国立大入試問題の正解・解答例の開示は、前述のように「開示に努める情報」として、各大学の判断に任せられている。

そのため、国立大の正解・解答例の開示率は、ガイドライン導入当初の 13 年度～15 年度は上昇傾向にあったものの、16 年度～18 年は 6 割程度と他の情報開示に比べて低い。

当方の調査から 10 年余り経つ現在、国立大では推薦・AO入試も含めた多面的・総合的な学力評価と合否判定が進み、記述式の学科試験の拡大などと相俟って、正解・解答例の開示率は調査時よりもさらに低くなっているとみられる。

○ 公表を巡る是非論

「正解・解答例」公表の是非については、高校・大学等の関係者を中心に、入試実施の在り方、高校教育・学習への影響、受験指導や受験生への情報提供、出題ミス防止など、幅広い観点から、これまで様々な積極論と消極論が論じられてきた。

◆ 公表“積極論”：開示

正解・解答例を公表すべきとする“公表派”は、主に次のような理由をあげている。

● 入試の信頼性・正確性・妥当性・透明性等の確保

入試は大学側と受験生側との相互の信頼関係によって実施されるものであり、そこには入試問題の正確性・妥当性・透明性などが必須で、その入試問題の正解・解答例の公表と一体となってそれらが確保されるべきであるという意見である。

● 出題のねらいと学習指導、答案作成の目安

大学側が入試問題のみならず、正解・解答例も公表することで、出題のねらいが一層明確になり、高校等の学習現場におけるより広範で具体的な学習指導が可能になり、受験生にとっても答案作成の具体的な目安にもなる。いわば、教科書の「例題・解説・解法」と同様に捉えることもできるという。

● アドミッション・ポリシーの体現化

入試問題はアドミッション・ポリシーを体現させたものであるとするならば、問題のみならず、出題のねらい、採点基準、正解・解答例、採点講評など、一連の試験実施の内容を公表すべきとする意見である。

● ミス防止に貢献

人間が関わる行為にミスは付きもの(ヒューマン・エラー)であり、入試実施もまたそうしたリスクを常に背負っている。

そこで、入試ミスの防止をリスク管理として捉え、出題に関しては正解・解答例も含めて限定的な学内チェック(非公表)に留めず、試験実施後、速やかに公表して早期発見、影響の軽減、防止につなげるといった考え方である。

また、公表を前提とすることで、正解・解答例も含めた問題作成がより慎重になり、注意深くなるともいう。

◆ 公表“消極論”：非開示

正解・解答例を“非公表(非開示)”とする事情には、次のような背景がある。

例えば、「正解がはっきりしている数学は開示にまったく問題ない」と捉えられがちである。しかし、ほとんどの国立大が実施している“記述式の数学”の試験は、正解(結論)のみならず、正解を導く過程、発想力、論証力、理解度、表現の正確さ、計算力などの評価を目的としており、その採点は総合的かつ主観的にならざるをえないといわれる。さらに、完全正解でなくとも、論証の的確性等から部分点を与える場合もあるようだ。記述式の数学の問題は、テーマが与えられた小論文問題とほとんど変わらず、その正解・解答例の開示は受験生にとって得点を推定するための有効な情報になるとは限らないという。

ところで、正解・解答例を開示すると、それがひとり歩きし、標準的な模範解答として受験生の自由な発想を束縛してしまう恐れがあるといわれる。社会で「答えの見出せない問題」に直面したとき、自分なりの最善解を見出す力をつけることの大切さなどから模範解答の提示を疑問視する意見も聞かれる。

また、開示を前提とすると、より安全(ミスの起きにくい)で単純な正解や、解答例の開示がより容易な問題作成になる恐れもあるという。

「正解・解答例」の代わりとして、出題後に「出題意図」等を開示するケースもある。ただ、これも受験技術の習得のみに利用され、思考力・判断力・表現力など、学力を総合的に評価しようとする出題意図から大きく外れることになるという指摘がある。

(2018. 03. 大塚)